

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

福島県議会

○福島県議会が取り扱う個人情報の

保護等に関する規程の一部を改正する規程  
○福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

## 福島県議会

福島県議会告示第一号

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県議会議長 遠 藤 忠 一

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成十八年福島県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第四号中「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に改める。

様式第十二号及び様式第十八号中「出「グループ」(所)」を「出「課」(所)」に改める。

様式第二十三号中「訂正決定等の」を「利用停止決定等の」に、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める。

様式第二十四号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める。

## 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号、様式第二十三号及び様式第二十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(総務課)

福島県議会告示第二号

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県議会議長 遠 藤 忠 一

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程(平成十三年福島県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

## 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

(総務課)